

「子どもと向き合う時間がほしい」児童相談所の労働環境改善を！訴訟について

2025年10月25日

原告 飯島章太

Mail: allseasonicecream@gmail.com

【サイト】フリーライター 飯島章太のサイト 飯島のポートフォリオや、裁判に関する記事をまとめています。 https://mumeinojibunshi.com/	
【サイト】CALL4「『子どもと向き合う時間がほしい』児童相談所の労働環境改善を！訴訟」 https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000105 公共訴訟のクラウドファンディングCALL4さんのケースページ。支援だけでなく、特集記事やマンガ掲載、支援者の声や訴訟資料なども掲載。	

【1 今日伝えたいこと（1分）】

- ①、裁判の目的は、児童相談所のこどもたちにケアがより多く届く環境づくりを促すこと。
- ②、そのためには、職員が健康に働ける環境が欠かせないと思い、裁判を起こした。
- ③、裁判のねらいは大きく2つ。
 - ③-1 問題提起：一時保護所の課題や職員の労働問題について広く知ってもらう
 - ③-2 具体的な改善：職員が休憩を取れ、仮眠時間が労働時間と認められること
- ④、③-1は大きく達成できた。次のステップは③-2の具体的な改善だと思っている。

【2 児童相談所・一時保護所について（1分）】

「一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものである。」

（こども家庭庁「一時保護ガイドライン」より引用）

「私が配属されたのは、児童相談所に附設する一時保護所でした。一時保護された子どもたちは、安全が確保できるまで約1ヶ月ここで暮らします。知らない場所で、知らない大人とはじめて出会う子どもたちは、とても動揺しています。家庭で受けた傷がフラッシュバックして、この場所でも自分は傷つけられるのではないかと、心配する子どもたちも少なくありません。だからこそ、一時保護所は安全で安心であることを大切にしています。誰からも傷つけられることなく、日々平穏に暮らすことで、子どもたちの傷が癒えていく場所が一時保護所です。」

（2025年10月9日 原告意見陳述書より引用）

参考資料

【動画】THREE FLAGS、2020年『17【知ってほしい】一時保護所を知ろう！現状と課題。知ることからはじめよう』

児童養護施設出身の3名が運営しているYoutubeチャンネル「THREE FLAG S-希望の狼煙-」での一時保護所の特集。西坂來人さんは映画監督・映像作家でもあるので、とてもわかりやすく解説されている。



【3 一時保護所の課題（2分）】

「しかしながら、こどもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、こどもの安全確保に重きが置かれ、こども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘」

（こども家庭庁「一時保護ガイドライン」より引用）

・TBS、2020年「なんか刑務所みたい…」“私語禁止”“外出禁止” 虐待から保護された子どもの逃げ場“一時保護所”で何が？【news23】
「虐待から保護された子どもが親元から離れ、一時的に暮らす一時保護所。「温かいご飯が食べられる」「安全が保障されている」など、子供を救うために不可欠な施設ですが、一部の施設では「子どもへの人権侵害が起きている」と指摘されています。一体何が・・・。」



- ・朝日新聞、2019年7月18日、虐待被害児らの一時保護所で人権侵害 都の第三者委指摘
 - ・読売新聞、2022年1月19日、一時保護児 わいせつ被害…児相の人員急増、職員の質追いつかず
 - ・NHK、2022年11月8日、名古屋西部児童相談所で保護の15歳少女転落死
 - ・朝日新聞、2025年8月28日、児童相談所職員が就寝中の男児の尻を盗撮 1人で夜間見回り 横浜市
 - ・TUY、2025年10月6日、児童相談所勤務の男性職員 一時保護されていた児童の頭をこぶしてたたく
 - ・朝日新聞、2025年10月16日、所沢児相職員が一時保護児童に暴言 埼玉県が「心理的虐待」認定
- もちろんすべての一時保護所が次のような状況に置かれているわけではない。しかし、一時保護所の一カ所でもこのような出来事が起きているとすれば、こどもたちからするととても不安に思うはず。そして本来守るべきはずの児童相談所の中でさらに心の傷を負ってしまえば、こどもたちは社会それ自体を信頼することすら難しくなる。なぜこのようなことが起こってしまうのか。

【4 私が千葉県の子童相談所で直面した課題、その背景（5分）】

ワダシノブ作、CALL4「ケアする時間はなかった マンガで公共訴訟」

私の体験談をもとに、ワダシノブ先生が描いてくださったマンガ。私の伝えたいメッセージがとても込められていて、読みやすく、視覚的にもわかりやすい作品になっている。



4-1 休憩はなく、研修もなく始まった勤務

「入庁初日…課長は続けて『お休みは土日じゃないです。連休もめったにはとれません。』

『休憩時間は、昼休みには子どもと一緒にごはんをたべるから無いのです。その代わり、16時以降は子どもたちの記録を書く時間があって、そこでは座っているので、現状休みの代わりになっています』と私たちに伝えてきました。これは本当に大変な職場にきたのかもしれない、と感じました。

さらに私のシフト表をみると、明日は「夜勤」と書かれていました。まだ詳しい業務内容も知らされないまま課長から『明日から普通に勤務してもらいますが、夜勤いけるよね』と言われました。」

(2024年10月31日 原告陳述書より引用)

「目の前にいる子どもたちがどのような背景で保護されているのか何に気をつけるべきなのか、全く情報共有もありませんでした。仕事の大半は、先輩職員の背中を見て学びます。

「1回見たら、もう自分で仕事ができるようにしてね」と何度も言われました。記録の書き方や子どもたちの今後を決める資料も、「あとは資料を読んでおいて」と言われるだけです」

(2025年10月9日 原告意見陳述書より引用)

4-2 その背景：人員不足と長時間勤務

「平成31年4月当時、市川児相の一時保護所 における児童の定員は20名とされていたが、40名を超える児童が入所していた。」

(2025年3月26日判決文「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」より引用)

「市川児相の一時保護課の職員は、日勤のうちA勤務では12時から13時までが休憩時間とされていたが、入所児童の食事の準備をし、食事中も児童の指導や対応をする必要があり、夜勤の職員が出勤し、人員に余裕の出てくる16時以降にようやく落ち着いた時間をとれることが多く、またその間も行動記録を付け、質問に来た児童に対応するなどしていた」

(判決文「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」より引用)

「宿直勤務（夜間及び明け勤務）中の1時から5時30分までの仮眠時間は、児童の体調が悪くなったときや、警察等から電話がかかってきたとき、緊急の一時保護の要請があったとき、児童が施設から逃げ出してしまったとき等一時保護所で生じ得る突発的な事態に対応することを指示されていた。職員は、児童の居室又はその前の廊下で待機するよう指示され、21時の消灯後から翌1時まで定期的に見回りをを行い、一時保護日誌等の作成を行った」

(判決文「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」より引用)

「職員数は定員をもとに配置されているので、2倍子どもたちがいれば、本来2倍の職員数が必要です。ですが、不足を補うために休みなく職員が働いているのが実態でした。休憩時間ありません。トイレに行くことすら、「今そんな時間はありません」と注意された新人職員もいました。」

(2025年10月9日 原告意見陳述書より引用)

4-3 こどもたちへの影響

「職員の不足が特に影響するのは子どもたちへのケアです。いつトラブルや事故が起こってもおかしくないほど、子ども全員に職員が目配ることができない状況でした。少ない職員で安全を維持するため、数多くの生活のルールもあります。トイレに行くときには手をあげ、ティッシュ一枚使うときすら許可が必要です。ご飯は完食しなければいけませんし、嫌いなものを減らしたらおかわりはできないことになっていました。ある日、肉の脂身を食べられなかった小学校低学年の女の子が、完食するまで食堂に1時間ほど職員に残されている姿を見ました。子どもたちの日記には「ここは刑務所みたいだ」と書いた子もいました。

家庭で傷ついた子が、一時保護所でさらに傷つくことなんて絶対あってはいけない。でも私は、子どもたちをケアするどころか、傷つけているのではないかと毎日葛藤していました。」

(2025年10月9日 原告意見陳述書より引用)

「大事にしていたことが崩れていく

ダメだ。もう逆に冴えて寝れない。色々考える。元々「相談所」みたいなところで働いてみたいと思った。人の話を聴くことが好きだったから。でもいざ働いてみれば、身につけていくのは話をいかに聞いたふりをして、受け流すこと。話を一人一人聴いていたら、仕事が回らないことはわかる。でも、当初想定していたものとは異なる、そういう力をつけていく自分がとても虚しい。無力でしかない。これが現実と思って受け入れるしかない。」

(2019年7月24日 原告の日記より引用)

【5 高等裁判所が結審しての思い（3分）】

5-1 到達点：すでにかなり達成している

- 1、問題提起⇒多くのメディアに取り上げていただいたことなど
- 2、具体的な改善⇒職場では昼の休憩時間をとらせるように記録をつけたり、仮眠時間中2時間だけ残業時間としてカウントされるようになったと聞いている。国の流れとしても、2024年4月に一時保護所の運営基準が策定された。

5-2 課題点：具体的な改善はこれから

- 1、裁判が直接一時保護所の改善につながるわけではない。
(とはいえ少なくとも最低限の労働環境が整わないと、改善のしようがないのも事実)
- 2、他の職員に対する未払賃金は払われるかはわからない。
- 3、千葉県の児童相談所職員が定員割れしている現状もある。

5-3 思い：裁判をしてよかったと心から思う。

「これまで生活の中心は裁判だった。提訴から3年が経ち、地方裁判所の判決も出て、高等裁判所の期日も見えてきた。おそらく2025年度中には、裁判は終わるのではないかと思う。確かに裁判には人生をかけたようなものではあった。

一方で裁判が終わっても、私の人生は続いていく。地方裁判所の判決後「自分の幸せをもっと考えていい。」と、弁護団の弁護士から言葉をいただいた。私も自分の人生を整える時期なのだろうと思った。

幸い、これまで自分の心身を整えるのには十分な時間があった。次は仕事を安定させたい。住みたい場所もある。自分の生活も楽しみたいとも思う。なにより自分のことも大切にしたいと思う。

2年くらい前に、ある大学で福祉を学ぶ学生さんの前でスピーチしたことがあった。話の最後にこんな言葉で締めた。「誰かを助けたいと思う人がこの世界で生きていることが、必ず誰かの希望になる」。今になって、それが自分に返ってきた。自分のことも大事にする。私自身が心からそう思えたのは、裁判を経た一つの成果でもあったと思う。」

(2025年6月24日 原告の日記)

5-4 最後に

「近年、児童福祉法にいう要保護児童が増加するなどし、児童相談所の運営 や一時保護の運用の在り方について国民各層の関心が高まっているところ、三菱UFJリサーチ&コンサルティングにより令和3年3月に公表された「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究報告書」(甲21)によれば、(略)」

(2025年3月26日 千葉地方裁判所 判決文より引用)

「どうか、児童相談所の子どもたちや職員が、誰からも傷つけられることなく、健康で幸せになる大きな一歩を進むために、力を貸してください。以上です。」

(2025年10月9日 原告意見陳述書より引用)

以上

